

重要調整池検査基準

平成25年4月
兵 庫 県

目 次

第1章 総 則	1
1.1 適 用	1
1.2 検査の種類	1
第2章 検査基準	
2.1 検査の内容	2
2.2 完了検査の実施	3

第 1 章 総 則

1 . 1 適 用

この基準は、総合治水条例(平成 24 年兵庫県条例第 20 号。以下、「条例」とする。)第 13 条 2 項に規定される検査の実施にあたり、必要となる事項を定めるものである。

< 解 説 >

本編は、開発者が条例に基づき設置した重要調整池について、条例第 11 条第 2 項に規定される技術的基準に適合しているかについて、所管県民局長が検査する際に必要となる事項を定めたものである。

なお、本条例に基づき設置される重要調整池に関し、本基準に基づく検査以外に他法令の許可、確認に係る検査等が必要となる場合は、それぞれの規定に基づき行われるものとする。

1 . 2 検査の種類

検査の種類は、中間検査、完了検査及び立入検査とする。

< 解 説 >

- (1) 中間検査とは、開発に伴う重要調整池の設置に関する要綱第 9 条第 1 項に規定する開発行為の途中段階において実施する検査のことである。
- (2) 完了検査とは、条例第 13 条第 2 項に規定する検査のことである。
- (3) 立入検査とは、条例第 55 条第 1 項に規定する検査のことである。

第 2 章 検 査 基 準

2 . 1 検査の内容

所管県民局長は、条例に基づき設置された重要調整池の放流量、洪水調整容量及び計画堆砂容量並びに非常用洪水吐の流出量が技術的基準に適合することを確認するため、必要な検査を行う。

< 解 説 >

- (1) 条例第 11 条 2 項の規定により設置された重要調整池の放流量、洪水調整容量及び計画堆砂容量並びに非常用洪水吐の流出量が、技術的基準に適合した届出内容と合致していることを確認するため、開発者は、必要な計測等を行い、とりまとめた結果を完了届に添付し、完了検査を受けなければならない。
- (2) 所管県民局長は、工事完了時に提出される完了届に添付された図書の記載内容をもとに、調整池の完了検査を行う。
- (3) 完了検査における検査項目、内容、方法については以下の通り。

検査項目	検査内容	検査方法
調整池容量 (洪水調整容量、堆砂容量)	・形状、寸法 (縦横長、高さ(面積、容量の確認))	・出来形図 ・目視による確認
オリフィス (放流孔)	・形状、寸法(幅、高さ) ・オリフィス設置高	・出来形図 ・目視による確認
非常用洪水吐	・形状、寸法(幅、高さ) ・非常用洪水吐設置高	・出来形図 ・目視による確認
付属施設等	・看板 ・水位標識 ・防護柵 ・その他付属施設	・目視による確認

- (4) 検査項目ごとの規格値は以下の通り。

検査項目	検査内容	規格値
調整池容量	・縦延長、横延長	- 200mm
	・高さ	± 50mm
オリフィス (放流孔)	・オリフィス幅、高さ	± 5mm
	・オリフィス設置高	± 30mm
非常用洪水吐	・非常用洪水吐幅、高さ	+ 30mm
	・非常用洪水吐設置高	± 30mm

2.2 完了検査の実施

所管県民局長は、重要調整池設置完了届の提出前に届出のあった直近の開発行為届及び重要調整池設置完了届の添付図書をもとに完了検査を行い、設置された重要調整池の放流量、洪水調整容量及び堆砂容量並びに非常用洪水吐の流出量が技術的基準に適合する調整池であることを確認する。

なお、検査にあたり必要となる人員、計測機器等については、検査を受ける者があらかじめ準備すること。

< 解説 >

- (1) 開発者は、完了検査にあたり、重要調整池設置完了届を提出する前に提出した、最新の開発行為届及び完了届の添付資料を準備しておくこと。
- (2) 所管県民局長の行う完了検査は、原則として現地における目視及び計測等により行うものとする。
- (3) 所管県民局長は、調整池が計画された位置に設置されているかを確認するとともに、前述の検査項目について作成された出来形図をもとに、主要箇所の延長、高さ等を測定し、出来形図との照合を行う。
- (4) 開発者は、現地における検査において、所管県民局長が指示する箇所について測定を行うこと。
また、測定に必要となる計測機器等については、完了検査を受ける開発者が準備を行うものとする。
- (5) 開発者は、工事完了後に不可視となる箇所については、完了検査に際し必ず確認が出来るよう写真撮影を行うこと。
なお、写真の撮影に際しては、工事内容と箇所を明示し、技術的基準に適合しているかを確認できるよう施設の形状や測定した寸法の判読ができるよう留意すること。
- (6) 開発者は、完了検査の際に必要な検査項目の確認ができなくなるおそれがあると判断される場合には、工事の途中段階において、所管県民局長に対し、中間検査の実施により確認を求めることができる。
- (7) 所管県民局長は、下流河川、水路の最小流下能力地点での改修を見込む計画としている場合には、当該箇所の改修が完了しているかについて確認する。また、放流先の水路等との接続状況もあわせて確認する。
- (8) 所管県民局長は、「開発に伴う重要調整池の設置等に関する要綱」第12条で規定する看板等が設置されているかを確認する。